

連番	質 問	回 答
<b>●この商品券事業について</b>		
1	何故、この事業を実施するのですか？	この商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響や原油高騰及び物価高騰の影響を受けた市民のみなさまの生活を支援するとともに、本市内の消費を喚起することにより、地域経済の活性化を図ります。
2	羽曳野市プレミアム付き商品券「はびきの暮らし応援商品券」の概要について教えてください。	羽曳野市プレミアム付き商品券「はびきの暮らし応援商品券」は、1冊2,500円で、5,000円分の買い物ができる商品券です。額面500円の券が10枚綴りで一冊となっており、市民の方お一人につき最大2冊まで購入できます。
<b>●商品券の購入対象者について</b>		
3	商品券の購入対象者は？	対象者は、令和4年8月1日現在で羽曳野市の住民基本台帳に記録されている、全ての市民の方です。
4	外国人も購入できますか？	令和4年8月1日現在で羽曳野市の住民基本台帳に記録されている、外国人の方も全て対象です。
5-1	市内に居住していますが、事情があり住民登録をしていません。商品券を購入できますか？	身分証明書類や、本市内にお住まいで生計を営んでおられることが確認出来る書類等とともに、交付申請書を提出いただきます。そのうえで審査を行い決定します。手続きなど詳しくは、事務局（電話：072-947-0112）までお問合せください。
5-2	「身分証明書類」「本市で生計を営んでいることを確認できる書類」とはどのようなものですか？	「身分証明書類」とは、運転免許証、国民健康保険証、介護保険証、マイナンバーカード、パスポート等、公的機関が発行した書類を、「生計を営んでいることを確認できる書類」とは、国民健康保険証、光熱水費等の請求書、住居の賃貸契約書等を言います。（いずれも羽曳野市の居住地及び氏名が記載されているものとします。）
6	商品券は、どのようにして購入できますか？	世帯単位で購入券を封書で郵送します。購入券は、世帯員1名につき1枚送付します。（例：4人世帯の場合は購入券が4枚封入されています）
7	購入券は、いつごろ届きますか？	9月初旬より、順次、市内全世帯に普通郵便で郵送します。すべての世帯への到着には10日間程度を要しますので、ご理解ください。
8	購入券の発送は、なぜ9月初旬なんですか？	8月1日の住民基本台帳を基に対象者を抽出し、購入券の作成やデータの整理や確認を行います。その後、購入券やチラシの封入作業等を行ったうえで発送となるため、9月初旬からの発送となりますので、ご理解ください。
9	購入券を紛失しました。再発行はできますか？	申し訳ございませんが、購入券を紛失された場合、原則として再発行は出来ません。もう一度心当たりを探していただき、それでも見つからない場合は、事務局（電話：072-947-0112）までお問合せください。
10	購入券が届きません。	送付した購入券がお手元に届かず、市役所に返戻されている可能性がありますので、事務局（電話：072-947-0112）までお問合せください。
11	転入しましたが、商品券を購入出来ますか？（令和4年8月2日以降転入～11月1日時点で住基登録あり）	11月1日までに本市の住民基本台帳に記録されましたら、対象となりますので、事務局より購入券を送付します。申請は不要です。なお、購入券の到着まで半月程度のお時間を要しますので、ご了承ください。
12	子供が生まれました、商品券を購入出来ますか？（令和4年8月2日以降出生～11月1日時点で住基登録あり）	おめでとうございます。11月1日までに本市の住民基本台帳に記録されましたら、対象となりますので、事務局より購入券を送付します。申請は不要です。なお、購入券の到着まで半月程度のお時間を要しますので、ご了承ください。
13	購入券を転売してもいいですか？	購入券の転売はしないでください。本事業の目的趣旨に反して、不当な利益を得ることはご遠慮ください。
<b>●商品券の購入について</b>		
14	商品券の購入期間と購入方法を教えてください。	この商品券は、令和4年9月20日（火）から11月30日（水）までの販売となります。この期間内に各販売窓口でご購入ください。この商品券は、先着順や抽選での販売ではありません。
15	商品券の購入には、何が必要ですか？	この商品券の購入には、購入券が必要になります。購入券をお持ちでない方は、商品券をお買い求めできません。購入券の再発行は原則としてできませんので、大切に保管してください。
16	商品券の販売は先着順ですか？	先着順ではありませんので、販売期間内であれば購入できます。
17	商品券は、どこで買うことができますか？	平日は、羽曳野市内の9つの郵便局で販売します。なお、藤井寺郵便局では販売していません。土曜・日曜・祝日は、生活文化情報センター（LICはびきの）及び総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）にて販売します。
18	販売時間は？	（郵便局）平日は午前9時から午後5時です。 （LICはびきの、はびきのコロセアム）土曜・日曜・祝日は午前10時から午後7時です。
19	どこの窓口に行っても良いですか？	指定はありません。お近くやご都合に合わせてご利用ください。
20	販売窓口に行かないと、購入することはできませんか？	はい。各販売窓口の指定された時間内でお買い求めください。

連番	質 問	回 答
21	1冊あたりの金額はいくらですか？また、何冊まで購入できますか？	1冊あたりの販売額は2,500円で、券面の額は5,000円分（500円券×10枚）です。お一人様2冊まで購入できます。
22	クレジットカード等で商品券を購入することはできますか？	この商品券は、現金でのみ購入可能です。クレジットカードや電子マネー等、現金以外では購入できません。
23	商品券を購入する際に、レシートや領収書は発行されますか？	レシートや領収書の発行はいたしません。
24	商品券を複数回に分けて購入できますか？	購入は1冊ずつでも可能です。なお、お一人最大2冊までの購入が可能です。なお、販売は1冊単位のため、バラ売りはできません。
25	商品券の購入は、家族分をまとめて購入できますか？	ご家族のお一人の方が代表して購入できます。必ず購入券は必要分をお持ちください。 購入券の所定の欄に、購入窓口に来られた方の氏名を記入してください。この氏名の記入は、宛名の方ご本人が購入される場合でも必要となります。
26	代理人（知人や近所の方等の第三者）による商品券の購入は可能ですか？	代理人の方による購入も可能です。なお、購入券の所定の欄には、購入窓口に来られた代理人の方の氏名を記入してください。 場合により、代理人の本人確認書類の提示を求められることがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。
27	購入券を切り離してしまいました。使えますか？	使っていただけますが、購入券は、商品券購入時までなるべく切り離さないように保管してください。
28	本人確認書類とは、どのようなものですか？	運転免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード・旅券(パスポート)・健康保険証などの、公的機関が発行する身分証明書類を指します。
29	商品券は、必ず購入しないといけませんか？	いいえ、ご希望の方のみ購入ください。
30	商品券の追加販売の予定はありますか？	販売期間内で、お一人様2冊までの販売となります。
<b>●商品券の使用について</b>		
31	商品券の使用方法を教えてください。	取扱店舗で1枚500円の金券として利用できます。なお、つり銭は出ませんので、ご注意ください。
32	商品券は、どこで使えますか？	商品券取扱店として登録された市内の店舗で利用できます。詳しくは、市ホームページ等の取扱店一覧をご覧ください。 なお、取扱店一覧のチラシは、市役所本館1階の総合案内と2階の産業振興課窓口、支所及び商品券販売窓口にも設置しております。
33	商品券は、羽曳野市以外のお店での使用できますか？	いいえ。取扱店は、羽曳野市内の店舗のみが登録対象です。
34	商品券は、一度に何枚まで使えますか？	一度の使用枚数に制限はありません。ただし、商品券取扱店によって、他の商品券やクーポン券との重複利用について条件を設定している場合がありますので、詳細は各店舗にお尋ねください。
35	商品券は、他の商品券や割引券との重複利用はできますか？	他の商品券等との重複利用につきましては、各取扱店で条件を設定している場合があります。詳細は各店舗にお尋ねください。
36	商品券を使用して購入等した場合、各種ポイント等はつきますか？	各種ポイント等の付与につきましては、当商品券事業としては関知していません。 ご利用の各店舗にお問い合わせください。
37	商品券で購入できないものを教えてください。	・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等） ・有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プライベートカード等の換金性の高いもの
38	診察代や薬の支払いに使用できますか？	診療所等が取扱店の登録をしており、尚且つ診療所等が認める場合は自己負担分等支払いに使用できます。詳しくは各診療所にお尋ねください。
39	何故、「たばこ」は購入できないのですか？	「たばこ」は法律により小売定価以外による販売が禁止されています。商品券を使用して購入した場合、小売定価以下で販売したこととなるため、法律違反となるからです。
40	※交通事業者が登録店の場合。⇒バスや電車などの定期券や回数券、乗車券の購入に使用できますか？	取扱店が交通事業者の場合、運賃への使用は可能ですが、定期券や回数券、乗車券は、この商品券で購入できないものとして指定している「換金性の高いもの」に該当するため、これらの購入に使用することはできません。
41	商品券を、自身の商売や事業の費用の支払いに使用できますか？	商品券事業の趣旨として、幅広く市民の皆様の個人消費を喚起することを目的としておりますので、その様な使用はご遠慮ください。
42	商品券で買い物をして、お釣りは出ますか？	500円未満の商品等をこの商品券で購入してもお釣りは出ません。たとえば、800円の商品等を購入する場合は、この商品券1枚と不足分300円を現金等でお支払いください。
43	つり銭が出ないのは、なぜですか？	つり銭分の消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨に合致しないためです。 また、消費者が少額の商品を購入した際に、商品券購入額以上の現金がつり銭として戻ることにより、不当な利益を得ることなどを防ぐためです。
44	商品券と現金の併用やクレジットカード及び電子マネー等と併用できますか？	現金等との併用は基本的には可能ですが、詳細は利用される店舗にお問合せください。

連番	質 問	回 答
45	商品券の盗難、紛失等についての保証はありますか？	商品券の盗難・紛失・滅失等に対して、市はその責めを負いません。 また、いかなる理由でも購入された商品券を新券と交換又は再交付することはできません。大切にお取り扱いください。
46	使用期限までに使用できなかった商品券は換金・払い戻しできますか？	商品券の払戻しはできません。
47	汚損した商品券は利用できますか？	極端に汚損しているものは使用できない場合があります。大切にお取り扱いください。
48	商品券を転売してもよいですか？	商品券裏面のご利用上の注意に記載しておりますが、転売はできません。
49	商品券を利用する前に冊子から切り離してしまいました。利用できますか？	利用できます。
50	商品券を電子マネーに変換（チャージ）できますか？	できません。
51	商品券を購入後の返金はできますか？	できません。
52	1店舗またはお買い物1回あたりの使用上限額はありますか？	1店舗及びお買い物1回あたりの上限額は設けていません。